

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：12613

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2022～2023

課題番号：22K20089

研究課題名（和文）心理的幫助犯における因果関係の特殊性とその判断枠組み

研究課題名（英文）Characteristics of causality in psychological aiding and the criteria for determining

研究代表者

酒井 智之（SAKAI, Tomoyuki）

一橋大学・大学院法学研究科・講師

研究者番号：20909535

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、心理的幫助犯における因果関係について、その特殊性を踏まえた上で、具体的な判断基準について考察を行った。従来の学説では心理的幫助犯の因果関係には物理的幫助犯にはない特殊な問題があり、その判断基準は十分に解明されていないことが指摘されていたが、本研究の考察により、以下の2点が明らかになった。しばしば指摘される心理的幫助犯における因果関係の特殊性は、物理的幫助犯と心理的幫助犯の因果関係の内容に違いを生じさせるものではない。物理的幫助犯について正犯結果に対する因果関係は不要であるとの立場に依拠することで、心理的幫助犯と物理的幫助犯に共通する明確な判断基準を得ることが可能である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

以上の研究成果は、判例上判断基準が明確とは言い難く、学説上も明確な判断基準が与えられていなかった心理的幫助犯における因果関係の問題について、理論的な一貫性と明確性を備えた判断基準を提示するものであり、幫助犯の因果関係を巡る議論の精緻化に貢献するとともに、裁判実務に一定の示唆を与え得る点で社会的意義も有している。また、日本の学説において惹起説・因果的共犯論が定着していることを踏まえると、以上の研究成果は、正犯者の心理を介した共犯現象一般に共通する理論的基盤を提供するものであり、共謀共同正犯や教唆犯を巡る各種の議論の発展にも資するものといえる。

研究成果の概要（英文）：In this study, I presented specific criteria for determining causality in psychological aiding on the basis of its unique characteristics. Conventional theories have pointed out that the causal relationship of psychological aiding involves special problems not found in physical aiding, and the criteria for determining it have not been clarified. The conclusions of this study are as follows: (1) The often-pointed characteristics of causality in psychological aiding do not create a difference in the content of the causal relationship between physical aiding and psychological aiding. (2) Based on the position that causality to the outcome is unnecessary for physical aiding, it is possible to obtain common and specific criteria for determining causality in both.

研究分野：刑法

キーワード：幫助犯 刑法 共犯 心理的因果性 因果関係 心理的幫助犯

### 1. 研究開始当初の背景

幫助犯は、正犯者によって遂行される犯罪(正犯所為)を援助する行為を処罰対象とする共犯の一類型である。従前の我が国の刑事実務では、一部の犯罪類型を除けば幫助犯の成否が争われることは稀であったが、近時、危険運転車両の同乗者らについて、「一回りしてきましょうか」という運転者の問いかけに対して、運転者の方を向いて頷いた者と「そうしようか」と応答した者の双方について、これらの了解行為と発進後も反対することなく黙認し続けていたという黙認行為によって正犯者の運転の意思をより強固なものにしたとして、幫助犯の成立を認めた最高裁判例が現れた。そこでは、了解・黙認という積極的ではない関与方法であるため正犯者の心理に与えた影響の程度について疑問が残る事案であったにもかかわらず、どのような心理的作用を及ぼせば幫助犯の成立が認められるのか、という判断基準は示されなかった。つまり、正犯者の心理に与えた影響が明白ではない事案について幫助犯としての処罰にさらされるおそれが現実に生じているにもかかわらず、判例上、その成立範囲を画することができるような明瞭な判断基準が与えられていない状況が現出している。

これに対して、学説における幫助犯を巡る近時の議論は、行為の中立的・非犯罪的な性格に着目して幫助犯の成立範囲を限定する「中立的行為」の問題に集中している。しかし、正犯者に対して正犯所為の是認を表明するといった心理的働きかけの場面では、特定の犯罪行為との具体的な関連性を否定することは難しく、一般的に中立的な性格があるとは言い難い。そのため、近時盛んに議論されている中立的行為を巡る議論は解決の手がかりとして有望ではない。そこで、問題となるのは、因果関係である。共犯においても共犯行為と正犯所為の間に因果関係が必要であることにほぼ争いはなく、幫助犯については正犯における因果関係よりも緩和された「促進」的な因果関係の意義が従来から議論されていたが、その判断基準は必ずしも明らかではなかった。特に、正犯者の心理に作用を及ぼすことを手段とする心理的幫助犯の因果関係については、多くの見解において「決意の強化」があれば因果関係が認められると述べられるに留まり、明瞭な判断基準が与えられているとは言い難く、また、その背景として自然法則の妥当しない人の心理を介するという特殊性があることが指摘されてきた。それだけでなく、その特殊性に加え心理的幫助犯について正犯行為の客観的態様に影響を与えたことを要求するのは過剰であるとの理解のもと、心理的幫助犯の因果関係を物理的幫助犯よりも緩やかに認めるべきであるとする見解も見られるところであった。そこで、心理的幫助犯における因果関係の判断枠組みを明らかにするためには、心理的幫助犯において問題となる心理的過程の特殊性を明らかにした上で、その判断枠組みを明らかにする必要があると考えた。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、人の心理を介するという心理的幫助犯の因果関係の特殊性がその判断枠組みに与える影響を踏まえ、その具体的な判断基準を明らかにすることである。

具体的には、既にここまでの研究で、従来の学説において検討が不十分であった、比較対象となる物理的幫助犯の因果関係について詳細な検討を行っており、それに依拠することで物理的幫助犯との関係を正確に把握した上で心理的幫助犯における因果関係の特殊性を明らかにすることを第一の目標とした。また、ここまでの研究で、物理的幫助犯について正犯行為・正犯結果を「惹起した」という意味での事実的因果関係は不要であるとの私見を提示していたところ、これは従来の学説に比べると物理的幫助犯について因果関係を認める範囲を緩和するものであり、この理解に依拠すると、結論の妥当性という観点で心理的幫助犯の成立要件を緩和する必要性は減少すると考えられる。そこで、これまでの研究成果を心理的幫助犯に应用することで、物理的幫助犯と共通する明確かつ妥当な判断基準を得ることができるかどうかを検討することを第二の目標とした。

### 3. 研究の方法

本研究では、日本の学説・裁判例に加えて、刑法学の理論的基盤を共有するドイツの学説を参照して、以下のような方法で研究を遂行した。

2022年度の研究では、上記の第一の目標を達成するため、心理的幫助犯における因果関係には特殊性があることを述べる見解として、人の心理領域に関する哲学や心理学の知見を参照して事実的因果関係を否定する Osnabrügge や Puppe の見解を中心に検討を行った。この検討の過程で、心理的幫助犯における因果関係の特殊性には、心理的因果関係一般に共通する特殊性を指摘するものと、心理的幫助犯の因果関係に特有の特殊性を指摘するものがあることが明らかになり、以後は両者を区別して考察を行うこととした。心理的過程に妥当する自然法則が存在しないことを指摘して心理的因果関係それ自体を否定する見解(Stephan A. Osnabrügge, Die Beihilfe und ihr Erfolg, 2002)は前者にあたり、証明の困難性や正犯者による恣意的な操作のおそれを指摘する見解(Erich Samson, Hypothetische Kausalverläufe im Strafrecht: zugleich ein Beitrag zur Kausalität der Beihilfe, 1972)は後者にあたる。また、以上の検討と平行して、刑法学の文献だけでなく、心理学・哲学に関する文献から得られる示唆がないか

についても調査を行ったが、心理的幫助犯で問題となる過去の一回的な心理的経過について強い推論を可能にするような学術的知見を見出すことができなかつたので、それを前提に刑法学に内在する議論を中心に考察を行うこととなった。

2023年度の研究では、前年度の研究成果を踏まえ、第二の目標を達成するため、主として物理的幫助犯と同様の判断枠組みを採るべきかについて検討を行った。具体的には、まず、心理的幫助犯における因果関係の特殊性の意義を踏まえ、心理的幫助犯に特有の判断枠組みを導入する見解の当否について検討を行い、その問題点を明らかにした。その上で、物理的幫助犯と同様の判断枠組みを採用する多数説的な理解に基づいて、より明確で妥当な判断基準を提示することができないか、検討を行った。固有の判断枠組みを導入する見解としては、前述したOsnabrüggeの見解が「蓋然性法則に基づく帰属」の基準を提唱しており、日本の学説には、これを好意的に評価するもの(小島陽介「精神的幫助における因果関係について(三・完)」法学論叢 163 巻 1 号(2008)120 頁以下)や、その他の観点で固有の判断枠組みを採用する見解(林幹人『刑法の基礎理論』(東京大学出版会、1997)195-196 頁など)があり、これに対して、多数説は物理的幫助犯と同様の判断枠組みを採用しており(詳細な検討を行う代表的な研究としてMartina Baunack, Grenzfragen der strafrechtlichen Beihilfe, 1999)、主としてこれらの見解を検討対象とした。

#### 4. 研究成果

まず、第一の目標に関して、心理的幫助犯における因果関係の特殊性を指摘するものと思われる学説には、心理的因果関係が問題となる場面一般に共通する特殊性を指摘するものと、心理的幫助犯の因果関係に固有の特殊性を指摘するものがあった。このうち前者については、確かに心理的因果経過には、確実な予測を可能にする自然法則だけでなく、ある程度の予測を可能にするような心理学的・統計学的な経験則も解明されていない点に特殊性があるといえ、学説の一部は「蓋然性法則」に着目することでこの問題を克服しようとしたが、この「蓋然性法則」は事象経過の法則的説明に利用することはできず、あるいは、そもそも因果的説明を行うためのものではないために、法則の乏しさを解消するものではなかつた。しかし、因果関係の判断を行うために、その後の事象経過について確実な推論を可能にするような法則が解明されている必要はないとするドイツの学説等を参照した検討により、心理的経過についても回顧的な判断として因果関係を認めることが可能であり、法則の乏しさという心理的因果関係に共通の特殊性は、心理的因果関係の判断を不可能にするものではないことを明らかにした。また、後者の心理的幫助犯に固有の特殊性としては、証明の困難性や正犯者による恣意的な操作のおそれなどが挙げられていたところ、いずれも心理的幫助犯の因果関係に固有の判断枠組みを導入する必要があることを根拠付けるものではないことを明らかにした。以上の研究成果については、酒井智之「心理的幫助犯における因果関係の特殊性」一橋法学 22 巻 2 号 343-376 頁(2023年)において公表済みである。

次に、第二の目標に関して、心理的幫助犯に固有の判断枠組みを導入する見解としては、心理的因果関係を観念できないことに基づいて「蓋然性法則に基づく帰属」の基準を提唱するOsnabrüggeの見解や、心理的幫助犯における因果関係の特殊性やそれに由来する帰結の妥当性を考慮して成立要件を緩和する日本の一部の学説があったところ、第一の目標に関する研究成果を踏まえると、心理的幫助犯に固有の判断枠組みを導入すべき根拠は薄弱であり、むしろ成立範囲の理論的な限界づけに困難があることに加えて、特に前者の見解及びそれと類似する見解については、危険犯説に接近するものであることが明らかになった。他方で、物理的幫助犯と同様の判断枠組みを採る場合、援助行為が正犯行為・正犯結果を惹起したという意味での事実的因果関係が必要であるとすると、客観的な行為態様の些細な違いに着目することすら難しい心理的幫助犯では、非常に弱い事実的な繋がりにも頼らざるを得ず、従来の学説ではこの点が判断基準の明確化を阻んでいた可能性があることも示唆された。しかし、物理的幫助犯においても援助行為と正犯行為の間の事実的因果関係は必須のものではないとの理解を出発点とし、心理的幫助犯においても正犯行為の時点における意欲的心理の強化とそれを通じた危険増加の有無に着目することによって、物理的幫助犯との理論的な一貫性を保ちつつ、判断基準を明確化することが可能であることが確認された。つまり、このような形で物理的幫助犯と同様の判断枠組みを採用することによって、物理的幫助犯と共通する明確かつ妥当な判断基準が得られることを明らかにした。以上の研究成果については、酒井智之「心理的幫助犯における因果関係の判断枠組み」一橋法学 23 巻 1 号(2024年)141-180 頁において公表済みである。

以上の研究成果は、これまで成立範囲の限界が不明瞭であった心理的幫助犯について、一つの明確な判断基準を提示するものであり、幫助犯の因果関係を巡る議論の精緻化に資するものといえる。また、日本の学説において惹起説・因果的共犯論が定着していることを踏まえると、以上の研究成果は、正犯者の心理を介した共犯現象一般に共通する理論的基盤を提供するものであり、共謀共同正犯や教唆犯を巡る各種の議論の発展に資するものと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 酒井 智之	4. 巻 22
2. 論文標題 心理的幫助犯における因果関係の特殊性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 343 ~ 376
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/80128	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井 智之	4. 巻 23
2. 論文標題 心理的幫助犯における因果関係の判断枠組み	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 一橋法学	6. 最初と最後の頁 141 ~ 180
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.15057/83049	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------